



議案第百三三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会
の議決を求めらる。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾参年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（専従休職者の給与）

第十三条の三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月十四日から適用する。